

調布市教育大綱(仮称)及び調布市教育大綱の基本方針を踏まえ連携して取り組むテーマの素案に対するパブリック・コメントの実施結果

【パブリック・コメント手続の実施概要】

1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 平成27年11月26日(木)～平成27年12月25日(金)
- (2) 周知方法 市報(平成27年11月20日号、12月5日号、12月20日号)及び市ホームページ
- (3) 資料の閲覧場所 政策企画課、教育総務課、公文書資料室、各図書館・各公民館・各地域福祉センター、みんなの広場(たづくり11階)、市民活動支援センター(市民プラザあくるす2階)
- (4) 意見の提出方法 氏名、住所、御意見を記入し、直接または郵送、FAX、Eメールで市役所政策企画課まで提出

2 意見募集の結果概要

意見提出件数：33件(10人)

<提出意見の内訳>

- 1 調布市教育大綱の基本的な考え方について・・・・・・・・・・10件
- 2 調布市教育大綱の基本方針について・・・・・・・・・・8件
- 3 基本方針を踏まえ連携して取り組むテーマについて・・・・・・・・15件

【参考】項目ごとの意見数

- | | | | |
|-------------|-----|---------------------|-----|
| ○ 学校支援について | 10件 | ○ 特別支援教育について | 1件 |
| ○ 社会教育について | 5件 | ○ 防犯教育について | 1件 |
| ○ 子ども条例について | 1件 | ○ ICT機器の活用について | 1件 |
| ○ 主権者教育について | 1件 | ○ その他(対象期間や受動喫煙対策等) | 13件 |

3 意見の概要と意見に対する市の考え方

No	構成	項目	御意見等の概要	市の考え方
1	調布市教育大綱の基本的な考え方について	全般 (学校支援)	<p>大綱に関して 【多忙な社会での展開は新たな領域で】 不透明な時代になって、多様化した子ども達は住みにくい社会で生活をしている。学校現場が多忙化して、子どもと向き合う時間が無くなっていることなど多様化した子ども達を預かっている教育機関の学校運営は毎日多忙である。 余裕がない。地域社会もまた多忙な社会である。 これからの調布の教育のあるべき姿、進むべき方向性が示され大変期待している。しっかりと示されることを願いたい。 新たな法の規定に基づく制度設計において運用が重要なポイントになる。是非記載をお願いしたい。</p>	<p>平成26年7月17日付けの文部科学省初等中等教育局長通知では、大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものとされています。 調布市教育大綱についても、基本的な方針や考え方を定めるものとしており、施策の実施や制度の運用などについては、総合教育会議での議論も含めて、調布市基本計画や調布市教育プランをもとに取組を進めて参ります。 また、行政はもとより、地域や家庭が連携して学校教育の支援を行う取組としては、調布市基本計画や調布市教育プランに「協働の学校づくり」の施策として「地域人材を活用した教育活動推進」を位置付け、学校支援地域本部の活用や地域人材を活用した支援体制の構築を図り、地域に関わった教育活動を推進しています。</p>
2	調布市教育大綱の基本的な考え方について	全般 (学校支援)	<p>【制度設計・運用】 「学校・家庭・地域・行政」が連携し協力していく難しい制度設計である。学校・家庭・地域での連携・協力体制は初めての経験であり、馴染みにくい事案である。自己実現社会としての考えだけではなく問題解決型であり、貢献型としての捉え方、教職員が取り組んでいくには教育に対する意識改革を含めた学校支援の理解を進めていく事業である。 連携・協力制度は支援をする、支援を受け入れるシステムづくりが必要である。システムはヒト・場・カネ・情報が大切であり、空洞化にならないためにもシステムをどう運用していくか必要である。 ① 場づくりは「新しい領域」で位置づけを明確にしての取組。 ② 人づくりは二人の副校長と学校コーディネーターを配置していく。 ③ 学習・理解・納得できる作用が必要である。</p>	<p>現在、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えることを目的として、市内小中学校のうち6校まで、学校支援地域本部を設置するなど、毎年1校ずつ拡充を図っております。 また、その他の取組では「学校経営への支援」として、副校長や教員の負担軽減を図るため、校務分掌に経営支援部を設置したり、各学校に経営支援員を配置するなど、学校経営の支援体制を新たに構築する取組を進めていきます。 こうした取組においては、学校と地域を結びつけるコーディネーターの役割の明確化や資質の向上及び人材の確保、学校支援地域本部の活動の周知、ボランティアスタッフの人材確保などを始め、様々な課題があります。 今後、ご提案いただいた内容も含め、課題の改善について検討や改善を図りながら取組を進めて参ります。</p>
3	調布市教育大綱の基本的な考え方について	全般 (学校支援)	<p>【新たな領域と位置づけ】 従来の学校・家庭・地縁団体と連携した地域社会の展開とは違った、新しい領域としての場として取り組み、学校内に設置をし、新しい組織化であることを位置づけしていく事が重要である。 教職員や子ども達が新しい場で自由に来て話し合える場として信頼関係を築いていく。その為にも学校内に場づくりを考えたい。 大綱の考えを受けて、学校は「学校と地域」と連携の在り方を共に考え、イメージを共有し、学校関係者の学校支援への理解を深め、学校の現状を地域全体に発信し、十分把握していく事を目指していきたい。 学校関係者の教育に対する意識改革を含めた学校支援の理解を進めていきたい。地域ぐるみの学校づくりを目指して学校と地域が組織的に連携・協力する体制を構築していく。</p>	
4	調布市教育大綱の基本的な考え方について	全般 (学校支援)	<p>【行政の役割と責任】 連携・協力していくにはシステムが必要である。システムを動かしていくには“人”“場”“金”“情報”が重要である。 新しい事業に対して学校現場は明らかに人材不足、マンパワーが不足している。新領域としてマンパワー導入制度を勧めたい。 多様化した子ども達。学校現場は明らかに人材不足。マンパワーが不足している。地域が学校での参加・支援できる場面は多くあると思います。 出来るだけ参加できるプログラムづくりをつくり選択肢を増やしてほしい。 学校での学校教育支援は人と人との関わりの中で学習したり、されたりしている。活動が長続きするために行政は補完していく必要があり、是非補完・学習・研修など機会を作り環境づくりをお願いしたい、地域へ発信してほしい。 1) 学校と地域が連携・協力していく学校支援事業は副校長を新たに配置して2人の副校長。連携に欠かせない学校コーディネーターを配置して二人が中心となって事業を推進していく。 ① 二人の副校長制度の導入。元学校管理職や教職に携わった人材を登用。 ② 新しく登用していく副校長が新しい領域の代表として、コーディネーターとして、学校ボランティアの管理、新しい領域の運用に取り組んでいく。新副校長は主導的立場にたってリーダーシップを持ち、組織づくりを行い、低学年の授業に対して特別な配慮をしていく。 ③ 学校コーディネーターを各学校に1名から2名の配置をする。 ④ 学校コーディネーターは副校長と連携して手足となって活動していく。</p>	

No	構成	項目	御意見等の概要	市の考え方
5	調布市教育大綱の基本的な考え方について	全般 (学校支援)	<p>【学校コーディネーターとしての役割を明確に】</p> <p>支援する側、支援される側を相互に要望にミスマッチがない機能にするにはコーディネーターする人材の配慮が必要である。機能するシステムづくりを深めていくには学校コーディネーターは欠かせない。コーディネーターは教員と信頼関係を創り課題を見つけ地域が参加できるプログラムづくりをしていく。</p> <p>2) 学校支援はなぜ必要かなど地域に発信し、地域社会の学習・理解・納得していく社会づくりを目指したい。</p> <p>① 市民が参加するための環境づくりに配慮する仕組みを検討してほしい。</p> <p>② あり方について学校側の理解を深めていく。学校のニーズを的確に捉えていく事が必要である。</p> <p>③ 「子ども達に何が出来るのか」「子ども達に役に立つことは何か」を考える人材を啓発し発掘したい。様々な場で生涯学習の場で地域社会の学習・理解・納得していく社会づくりを目指していきたい。</p>	No1・2・3・4と同回答
6	調布市教育大綱の基本的な考え方について	全般 (学校支援)	<p>【学校の役割と責任】</p> <p>教職員の学校支援の理解を深め、学校側のニーズを的確に捉えていく。学校関係者の教育に対する意識改革を含めた学校支援について理解を深めたい。</p> <p>学校はもっと家庭や地域に学校支援事業について取り組んでいる事業について情報発信して協力を依頼し、信頼関係を築いていく。地域住民との距離感を詰め学校の現状を地域全体に把握していくなど取り組んでほしい。</p>	
7	調布市教育大綱の基本的な考え方について	全般 (社会教育)	<p>(1) 教育大綱の基本的な考え方には、～教育は家庭、社会に置ける教育など、生涯にわたって充実が図られる必要がある～と書かれています。</p> <p>そのことは、社会教育の充実であります。2005年調布市社会教育計画、2013年に調布市教育プランの趣旨や前計画を踏まえて計画の「改定」した。調布市社会教育計画を明記してください。</p> <p>調布の社会教育が目指す将来像は「すべての市民の学びが笑顔あふれる社会を築く」。原則の第1に、社会教育とは、あらゆる場での市民の学びである。としています。</p> <p>計画には、3-1・地域でともに学ぶ機会の提供として公民館成人教育事業の実施（公民館）。読書会、講座、講演会の実施及び支援（図書館）。3-2地域ゆかりの歴史文化を学習する活動の推進（郷土博物館）等とある。</p> <p>例えば、西部公民館「子育て講座」は15回の保育付き事業がある。受講生からは子育ての情報や悩みを話せる仲間が出来たと毎年、好評である。孤育てから話し合える関係ができ、親たち、みんなで子育てになっていく。地域での子育てにつながっていく。</p> <p>また、図書館の子どもの本の読書会は、親と子、子ども同士、親同士が子どもの本を通してつながっている。</p> <p>また、郷土博物館の学習活動では、自分たちの暮らしの歴史にふれあうことで地域を身近に感じることが出来る。</p> <p>3、教育大綱の基本的方針を踏まえて連携して取り組むテーマ・連携テーマ4 連携施設の例の中に、公民館事業。図書館の読書会や講演会の主催や開催を支援する。郷土博物館の身近な地域を知る郷土学習。 ・多様な人々の社会参加を図り、障害のある人とともに歩む学びとの連携 ・地域福祉の取り組みとの連携</p>	<p>平成26年7月17日付けの文部科学省初等中等教育局長通知では、教育に関する大綱は、首長が教育委員会と協議・調整のうえ、地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針として定めることとされており、</p> <p>教育は、調布市教育委員会の教育目標・基本方針に示されているとおり、学校のみならず、家庭、社会における教育など、生涯にわたってその充実が図られる必要があります。ご意見の社会教育の充実についても大切な視点と捉え、調布市教育大綱の基本的な考え方では、「教育は、学校のみならず、家庭、社会における教育など、生涯にわたってその充実が図られる必要があります。また、教育は、地域社会の発展に寄与するものであり、市政にとって極めて重要であることから、社会全体で調布の教育を支えていかなければなりません。」と謳っています。</p> <p>また、調布市教育大綱は、総合教育会議において教育課題を議論する中で、子どもたちが命を大切に、人の尊厳を重んじ、徳・知・体の調和の取れた生きる力を身に付けることや、自立した社会の一員として自ら考え行動できる人間として成長することが大切であるとして、調布市子ども条例の基本理念の実現を踏まえて、調布の未来を担う「調布っ子」の健やかな成長を支えるため、学校、家庭、地域及び行政が連携、協力することを目指して、基本方針を定めるものとしたところです。</p> <p>なお、大綱策定後も、社会教育に関する取組については、調布市教育プランや社会教育計画に基づき取組を推進して参ります。</p>
8	調布市教育大綱の基本的な考え方について	全般 (社会教育)	<p>学びは学校教育だけではありません。</p> <p>これからの高齢化社会に向けて大人の学びに社会教育の向上、充実が求められます。</p> <p>この点が不十分です。</p>	
9	調布市教育大綱の基本的な考え方について	全般 (社会教育)	<p>・調布市教育大綱（仮称）は社会教育について述べられていないが、社会教育をどう行うかを入れる必要がある。</p> <p>・主に子どもを対象として行う学校教育だけではなく、すべての人々を対象とする社会教育が今ほど求められている時代はない。持続可能な社会づくりをどう行うか、まちづくりを考える上で重要な点だが、自分たちの課題を自分たちで解決して行く社会教育こそ期待できるものである。</p> <p>・調布市教育大綱の基本的な考え方、基本方針、連携テーマの全てに社会教育を明確に位置づけることは、今までの調布市の教育プランや社会教育計画からも当然なことである。</p>	

No	構成	項目	御意見等の概要	市の考え方
10	調布市教育大綱の基本的な考え方について	対象期間	<p>● P. 1 (1) 調布市教育大綱の基本的な考え方 教育の対象が誰か・何かということを考えた時に、教育大綱の対象期間が市長の任期と連動することに違和感がある。</p>	<p>教育に関する大綱の対象とする期間については地方教育行政の組織及び運営に関する法律では定められていませんが、平成26年7月17日付けの文部科学省初等中等教育局長通知では、「地方公共団体の長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4年～5年程度を想定している」としています。</p> <p>また、教育に関する大綱については、対象とする期間を含めて、市長と教育委員会で構成する総合教育会議において、協議のうえで、市長が定めることとなっております。対象とする期間についても、こうした国の考え方を踏まえて、調布市においては、調布市修正基本計画や調布市教育プランの計画期間を平成30年度までとしており、それらに掲げる施策との整合を図るとともに、調布市教育大綱は市長が定める教育に関する根本的な方針とする観点から、市長の任期との連動性を考慮し、平成30年度までを対象期間としました。</p> <p>なお、この数年、教育を取り巻く環境が大きく変化している状況から、多様な教育課題の解決に取り組むため、子どもたちを取り巻く社会状況等の変化を踏まえ、総合教育会議の協議を経て、必要に応じて見直すこととしています。</p>
11	調布市教育大綱の基本方針について	全般 (子ども条例)	<p>1、調布市教育大綱の基本方針に対する意見 地域住民の意向、教育に関する総合的な施策についてとあるが、学校教育が主にだされ、子どもにとっての視点であり、子どもにとって市民がどうするか、行政がどうするかのみで、調布が子ども条例を策定し、その策定委員として関わらせて頂いた私としてうれしいことだが、この条例をこの大綱の基本理念に全面にかかげるのは、どうかと思う。 子ども条例は、子どもの権利を大人、行政が保障をしていくことで、調布の教育としたときに、地域住民の教育、大人自身の教育、地域社会へ教育の視点が抜け落ちる。子ども目線での大綱でしかなくなる。 以下は子ども条例 「私たちおとなは、子どもたちにとっての最善の教育を追求していきます。」「家庭や地域、学校、行政機関はそれぞれの役割と責任と自覚し、相互に連携協力し、教育環境の充実に取り組んでいなければならない。」</p> <p>調布の教育等に関する総合的な推進を図る、この大綱に入れ込む基本方針なのだろうか？ 調布市は、調布子ども条例を作り、推進しています。 調布子ども条例をみんなが推進すればよいのではないのでしょうか。それで内容を提示すればよいのではないのでしょうか？調布に子ども条例があることも知らない人は多いですが。</p>	<p>教育は、調布市教育委員会の教育目標・基本方針に示されているとおり、学校のみならず、家庭、社会における教育など、生涯にわたってその充実が図られる必要があります。また、教育は、地域社会の発展に寄与するものであり、市政にとって極めて重要であることから、社会全体で調布の教育を支えていかなければなりません。よって、ご意見の社会教育の充実についても大切な視点と捉え、こうした考え方を調布市教育大綱の基本方針に表記しています。</p> <p>教育に関する大綱は、市長が定める教育に関する根本的な方針であるという観点から、教育を取り巻く今日的な課題や教育が果たすべき役割とその意義等について、調布市総合教育会議において議論を重ね、「子どもは調布の宝、未来への希望」であり、「緑と水に恵まれた自然や、家庭、学校及び地域のつながりの中で、子どもが夢を持って健やかに育ち、安心して子どもを産み、育てることができるまちを目指す」とする子ども条例の理念を踏まえて、調布の未来を担う“調布っ子”の健やかな成長を支えるため、学校、家庭、地域及び行政が連携、協力することを目指して基本方針を定めることとしており、いただいたご意見の趣旨についても基本方針に内容を盛り込んでおります。</p>

No	構成	項目	御意見等の概要	市の考え方
12	調布市教育大綱の基本方針について	全般 (社会教育)	<p>○教育部から市長部局へも巻き込んだ大綱ということは、調布の子ども条例の理念、今までの「ちょうふの教育」の文面を合わせただけのもので、市長が策定する特長がこの素案からは見えてこない。まちづくりの視点がみえてこない。子どもだけでなく、子どもを含んだ市民がどう調布のまちで、どう生きて、どう生活して行けばよいのか。それにはどういふ市民に成長して欲しいのか。市民に行政が教育力を発揮してもらうにはどうしたらよいか。それにはどういふ市民と行政が共に調布のまちをつくるには、地域の教育力をつける必要がある。教育力をつける市民を育てることの助けをするのが行政の役割であると思う。家庭、学校、地域が連携をして子どもを育てる? と記されているが、どう連携するの。家庭力もおちて、地域力も落ちてきている、学校も学校教育を推進するだけで目一杯。それでどう連携するの? その連携ができるまちをつくる。連携できる市民を育てるのが行政の責任、役割ではないでしょうか。行政と協同してまちづくりをしていける市民を増やすことも「調布の教育」ではないでしょうか。市長がはいったなら、そのような大綱であってほしい。調布には「市民参画プログラム」があるではないでしょうか。また他市に誇れる「社会教育計画」があるではないでしょうか。その視点を入れて欲しい。市民参画プログラムより</p> <p>「調布市は、平成25年度には、参加と協働のまちづくりを基本理念とした「調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例」を施行し、参加と協働をさらに推進しています。また、平成25年度からスタートした調布市基本計画では、まちづくりの実践に当たっての基本的な姿勢のひとつに「参加と協働のまちづくりの推進」を掲げるとともに、各施策に市民参加と協働の視点を盛り込み、参加と協働を一層高め、まちづくりを推進していく」として、市民参画プログラムがつけられました。市民参加プログラムに書かれていることは、社会教育でおこない、学ぶことです。調布市の基本計画の『参加と協働のまちづくりの推進』とあり。その整合性をはかるためにも、基本方針の中に、参加と協働のまちづくりの推進のため、市民と共に地域教育力を高めるための社会教育の施策を推進します。社会の変化に伴い、子育て、介護など生活におわれ、地域の担い手がいなくなってきました。みんなで協力し連携して住みやすい環境を良くしていくために、地域教育力が大切です。そのために学校教育以外の社会教育を推進します。財政、経営の面からも市民の一人一人の力が必要です。それには市民の教育環境を整えることが必要でないでしょうか。</p>	<p>調布市教育大綱は、総合教育会議において教育課題を議論する中で、子どもたちが命を大切に、人の尊厳を重んじ、徳・知・体の調和の取れた生きる力を身に付けることや、自立した社会の一員として自ら考え行動できる人間として成長することが大切であるとして、調布市子ども条例の基本理念の実現を踏まえて、調布の未来を担う“調布っ子”の健やかな成長を支えるため、学校、家庭、地域及び行政が連携、協力することを目指して、基本方針を定めるものとしたところで、</p> <p>今回の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正は、教育の政治的中立性・継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制を構築し、地方公共団体の長と教育委員会が連携を図ることが、ご意見のとおり重要な課題であると認識しております。連携のあり方については、様々な主体が学校教育を支援する、子どもたちの成長を支える取組を進める中で検討して参ります。</p> <p>また、市民の教育環境の充実を含めて、社会教育に関する取組については、調布市教育プランや社会教育計画に基づき取組を推進して参ります。</p>
13	調布市教育大綱の基本方針について	全般 (徳・知・体)	<p>基本方針の「子どもは宝」であり「未来の希望」であり、「子どもたち一人ひとりが生命を大切に、人の尊厳を重んじ、自立した社会の一員として自ら考え行動できる人間として成長することが重要だ」。その通りだと思います。</p> <p>その上で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「人の尊厳」は「人間の尊厳」と「個人の尊厳」の両方を含むものですね。 ・「豊かな心と確かな学力、健やかな体」の調和にもとづく「生きる力」もその通りだと思います。しかし、基本方針1学校教育のところでは、「徳・知・体」となっています。豊かな心は思いやり、共苦の感情・想像力等を含むもの。「道徳教科化」に短絡させてはならないでしょう。 ・確かな学力も学力テストの点数評価にならないよう。知は知識だけでなく知性・知恵に通じるものです。 	<p>「徳・知・体」は、「豊かな心・確かな学力・健やかな体」をそれぞれ一文字で表したものです。</p> <p>変化の激しいこれからの社会を生き抜くためには、豊かな心、確かな学力、健やかな体の「徳・知・体」の調和のとれた「生きる力」を育成することが求められています。</p> <p>現行の学習指導要領においては、豊かな心は、「自らを律しつつ、他人とともに強調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性」、確かな学力は、「基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し解決する力」、健やかな体は、「たくましく生きるための健康や体力」とそれぞれ表されており、ご意見の内容にも合致するものと考えます。</p>
14	調布市教育大綱の基本方針について	全般 (教育委員会の役割と責任)	<p>基本方針1(学校)2(行政)3(家庭・地域)となっていますが「教育委員会の役割と責任」(4)の項が必要ではないか。そして、1、2、3、4、それぞれの関係のあり方が問題なのではないか。</p> <p>(例)学校への父母参加、P.T.A(学級、学年、全学)の役割の重要性。子ども(生徒)参加の問題も。連携の具体的なあり方についてもよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体を通して、教育関係のあり方をきめる考え方は、憲法と子どもの権利契約を尊重し、教育の条理に基づいて、子どもの最善の利益にかなう教育をつくり出すこと(子どもたちの主体的な学び(アクティブラーニング)といってもよい)こそが軸、そのための関係のあり方(学校、父母、地域、一般行政、教育行政[中央・地方])がつくり出されねばなりません。学校に特別権力関係を持ち込んではいけません。七生養護への不当な介入批判の最高裁判決も重要です。 ・教育委員会と父母・市民の意見交流の機会もつくって下さい。 	<p>今回の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正後も変わらず、教育委員会は市長から独立した合議体の執行機関であり、教育の政治的中立性・継続性・安定性を確保しつつ、教育行政の推進を図ることとなっております。</p> <p>一方、子どもたちを取り巻く状況の変化による、多岐にわたる市の教育課題に対応するためには、地方教育行政の中で、市長と教育委員会がそれぞれの職務の遂行はもとより、より一層情報の共有や迅速な危機管理体制を構築する必要があり、総合教育会議を設置し、連携を図ることが大切です。</p> <p>こうしたことから、こうした役割と責任を踏まえつつ、より一層連携を深めることを重視し、市長と教育委員会を「地方教育行政」の推進を図る行政機関として「行政」の中に一体的に捉えております。</p>

No	構成	項目	御意見等の概要	市の考え方
15	調布市教育大綱の基本方針について	基本方針1 (国際化)	● P. 2 基本方針1 「国際化」の中身を議論していただきたい。紛争の絶えない人間世界の国と国の関係だけでなく、生物多様性や地球温暖化や公害などの地球環境を視野に入れた「グローバル化」、宇宙ステーションから地球を客観的に眺める視点などは含まれているでしょうか。	調布市教育大綱については、基本方針1に示したように、調布の子どもたちが徳知体の調和のとれた成長と、国際化、情報化の進展などを含め、社会の変化に主体的に対応できる力を身に付けられるよう、子どもたちの「生きる力」の育成や社会貢献意欲の向上に向け、具体的には、調布市基本計画や調布市教育プランに掲げる施策や事業に基づき、取組を進めて参ります。
16	調布市教育大綱の基本方針について	基本方針1 (主権者教育)	【2P 基本方針1】では、「国際化、情報化の進展など社会の変化に主体的に対応できる力を身につけられるように子どもたちの「生きる力」の育成」と目指していますが、28年度からは、18歳選挙権が採用されるという日本の選挙制度が大きく変わります。小中学生から主権者教育や政治教育が学校教育の中に必要になってきています。身近な町や市から学習し、考えて、話し合い、自分で選択、決定していく力を育てるには、調布市の「宝」「希望の子ども」に「主権者」として「市民」として、「調布市で育てていこう」を、方針に加えていただきたいと思えます。	主権者教育とは、子どもたちが社会の中で自立し他者と連携・協働しながら、生涯にわたる主権者としての自覚を促し、社会参画の力をはぐくむ教育であり、「生きる力」の育成に含まれる内容であると認識しております。主権者教育については、学習指導要領に基づき、取組を進めて参ります。
17	調布市教育大綱の基本方針について	基本方針3 (社会教育)	調布市教育大綱基本方針3に「大人の教育」(社会教育)の視点を明確に入れる理由 1. 子どもの教育は私自身の長年の経験、体験則から、0歳～3歳の時期が重要と考えている。この時期に親(主として母親)たる自覚、愛情のもとに養育されることが肝要である。そのための親の教育が求められている時代になっている。現在公民館で行われている家庭教育講座などの継続が望まれる。 2. 過半の教育委員諸兄も総合教育会議において「大人の教育」の必要性を表明している。 3. (1) 教育大綱の基本的な考え方の二段落目には、「教育は学校のみならず、家庭、社会における教育など・・・」「教育は地域社会の発展に寄与するもの・・・」が協調され、大人の教育の必要性を示唆している。 (2) 教育大綱の基本方針前文三段落目にも「まちづくりの観点からも教育は極めて重要・・・」とある。 (3) 8頁連携テーマ4<現状と背景>の3項目目「・・・家庭や地域の教育力の低下が指摘されていることから、地域社会における幅広い世代の学習活動を支援する・・・」とある。 以上これらとの整合性を図るべきである。	教育は、調布市教育委員会の教育目標・基本方針に示されているとおり、学校のみならず、家庭、社会における教育など、生涯にわたってその充実が図られる必要があります。ご意見の社会教育の充実についても大切な視点と捉え、調布市教育大綱の基本的な考え方では、「教育は、学校のみならず、家庭、社会における教育など、生涯にわたってその充実が図られる必要があります。また、教育は、地域社会の発展に寄与するものであり、市政にとって極めて重要であることから、社会全体で調布の教育を支えていかなければなりません。」と謳っています。 また、調布市教育大綱は、総合教育会議において教育課題を議論する中で、子どもたちが命を大切に、人の尊厳を重んじ、徳・知・体の調和の取れた生きる力を身に付けることや、自立した社会の一員として自ら考え行動できる人間として成長することが大切であるとして、調布市子ども条例の基本理念の実現を踏まえて、調布の未来を担う“調布っ子”の健やかな成長を支えるため、学校、家庭、地域及び行政が連携、協力することを目指して、基本方針を定めるものとしたところであります。 なお、大綱策定後も、社会教育に関する取組については、調布市教育プランや社会教育計画に基づき着実に取組を推進して参ります。
18	調布市教育大綱の基本方針について	全般	P. なし 基本方針及び連携テーマ 以上に触れたもの以外に、以下のようなキーワードも考慮して、議論していただきたい。 環境教育、主権者教育、社会貢献、異文化交流、文化・芸術、創造性、自主性、失敗とチャレンジ、生涯教育、などなど	調布市総合教育会議では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、教育に関する大綱の策定についての協議のほか、学校等の施設の整備や青少年健全育成、総合的な放課後対策、子育て支援等、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策についての協議、いじめ問題や災害・犯罪等による緊急の場合の児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置についての協議、並びにこれらに関する事務の調整を行うこととしております。 基本方針を踏まえ連携して取り組むテーマは、調布市教育大綱に定める基本方針を踏まえ、市長と教育委員会が連携して、多様な教育課題に取り組むため、基本的な方向性を調布市教育大綱と一体的に示したものです。今後は、この連携テーマの基本的な方向性を市長と教育委員会が共有し、これまで以上に連携しながら、教育施策を推進します。

No	構成	項目	御意見等の概要	市の考え方
19	基本方針を踏まえ連携して取り組むテーマ	全般 (連携について)	● P. 4 基本方針を踏まえ連携して取り組むテーマ 「連携」の意味が不明確。何・誰と何・誰が連携するのか？	調布市教育大綱の基本方針を踏まえ連携して取り組むテーマは、調布市教育大綱に定める基本方針を踏まえ、市長と教育委員会がより一層連携して、多様な教育課題に取り組むため、基本的な方向性を調布市教育大綱と一体的に示すこととしたものです。 ご意見を踏まえ、連携テーマを位置付けた考え方について、基本方針を踏まえ連携して取り組む5つの連携テーマの記載の冒頭(p5)に追記しました。 今後は、この連携テーマの基本的な方向性を市長と教育委員会が共有し、これまで以上に連携しながら、教育施策を推進いたします。
20	基本方針を踏まえ連携して取り組むテーマ	全般	● P. 4～基本方針を踏まえ連携して取り組むテーマ 連携テーマ1～5が挙げられているが、基本方針同様に地よいが抽象的である。もう少し具体的な中身にすべきである。 目標とする基本方針と教育の現状の間の距離を測るには、教育現場の問題を具体的に把握し、その原因を考えることが必要だと思うが、平成27年度第1回及び第2回調布市総合教育会議会議録を読んでも、教育現場の子どもや教師の喜怒哀楽を伴った姿があまり見えない。	教育に関する大綱は、市長が教育委員会と協議・調整のうえ、地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針として、市長が定めることとされております。 教育に関する大綱の記載事項は、各自治体の判断に委ねられているところですが、具体的な施策や取組については、調布市基本計画や調布市教育プラン等に基づき、推進して参ります。
21	基本方針を踏まえ連携して取り組むテーマ	連携テーマ4	○福祉、介護の社会保障の面からも H27年度10月9日の政府、財務省が財政制度分科会において介護保険制度の改正に関する案が示され参加型社会保障の政策が強まっています。その中には地域包括ケアシステムの中で、住民による・高齢者の社会参加等としての生活支援サービス等の担い手とする方針等がございました。 これからは、介護の面でも今まで以上に、自助、共助、公助の三本柱が必要になります。 自助(自分気づき、自分で実践する) 共助(自主グループ活動、地域での活動) 公助(行政、保健センターなど) この文章がテーマ4、にはいっているが、基本的な方向性が、主語が子ども、学校になっていて、現状と背景とはちがっているのではないのでしょうか。方向性の文章を変えて欲しい。 連携テーマ4、 【基本的な方向性】 学校・家庭・地域が子どもの教育に関する情報や目標を共有し、互いに意見交換しながら、それぞれの役割と責任に基づき、三者の連携によって学校教育を支援・補完する施策を展開します。 ➡福祉、コミュニティ施策との密接な連携による地域・家庭教育の推進など 都市化の進展、住居形態の多様化に伴う地域社会の人間関係の希薄化、核家族や共働き世帯の増加による家庭力の低下など、本市が直面する地域・家庭の課題に対し、福祉・コミュニティ施策の実施主体である市長部局との密接な連携により、これまでの教育委員会の枠にとられない施策展開を図り、地域・家庭がそれぞれの役割を適切に果たすことができる地域・家庭教育を目指します。	ご意見いただきました自助・共助・公助については、介護に留まらず、防災・防犯など地域コミュニティにおいて重要な視点と認識しており、連携テーマの<現状と背景>に記載しています。 こうした中、基本的な方向性に記載したとおり、学校・家庭・地域が子どもの教育に関する情報や目標を共有し、互いに意見交換しながら、それぞれの役割と責任に基づき、三者の連携によって学校教育を支援・補完する施策を展開するものとしています。
22	基本方針を踏まえ連携して取り組むテーマ	連携テーマ1・2・3	連携テーマ 1. 2. 3. は学校教育での整備であるので一つにまとめられるのでは、ないでしょう。 ➡子どもが安全・安心して学校生活を過ごすために、また一人ひとりに応じた教育ができるよう学校づくりの推進を図ります。	調布市教育大綱の基本方針を踏まえ連携して取り組むテーマは、調布市教育大綱に定める基本方針を踏まえ、市長と教育委員会がより一層連携して、多様な教育課題に取り組むため、基本的な方向性を調布市教育大綱と一体的に示すこととしたものです。 なお、連携テーマ1については基本方針1を踏まえたものとしており、連携テーマ2・3については、基本方針2を踏まえて、ソフト面での取組を連携テーマ2に、ハード面での取組を連携テーマ3に整理しております。 今後は、この連携テーマの基本的な方向性を市長と教育委員会が共有し、これまで以上に緊密に連携しながら、教育施策を推進いたします。

No	構成	項目	御意見等の概要	市の考え方
23	基本方針を踏まえ連携して取り組むテーマ	連携テーマ1 (特別支援教育)	<p>● P. 5 連携テーマ1 子どもたち一人ひとりに応じた教育及び支援の充実 いじめ等や貧困だけでなく、特別支援教育の推進（や、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒ができる限り同じ場で共に学ぶことを追求するインクルーシブ教育）も考えませんか？</p>	<p>連携テーマ1の基本的な方向性には、特別支援教育の推進も含まれております。なお、パブリック・コメントの際に、より分かりやすいものとするため、調布市教育大綱（素案）と合わせてお示した参考資料「調布市教育大綱（仮称）・連携テーマ素案の概要について」では、連携テーマに関連する施策や事業の一例として、「特別支援教育の推進」を記載しております。現在、特別支援教育の今後の推進を含め、平成27年度中を目途に特別支援教育全体計画の見直し作業を進めており、子ども一人一人を大切に教育の実現に向けて、今後も特別支援教育を推進します。</p>
24	基本方針を踏まえ連携して取り組むテーマ	連携テーマ1 (学校支援)	<p>連携1テーマ 【子ども達一人一人に応じた教育及び支援の充実】 多様化した子ども達が集まる小学校において、ますます複雑化していくなか多様化しており、地域の役割として支援できる場面がある筈である。場面づくりを検討してほしい。 排除しない社会を目指して子ども達の心身の基盤を形成するお助けマンとしてサポートしていくことは出来ると思う。地域の大人が子ども達を見守っていく姿を構築してほしい。 特に小学校低学年の児童達「環境の変化についていけない児童。家庭環境に課題がある児童。障がいがある児童。」など一人の学級担任が運営していくには限界にきている。大人たちが校内や教室で見守り・お助け支援者として担任の補助として支援していく。新学期は欠かせない時期に支援者を増やしていく展開が必要である。障がいになっていないパステルゾーンにいる児童が二次障害の防止を防ぐためにも、地域の支援は必要である。一年生の支援を各学校は望んでおり、是非検討をお願いしたい。</p>	<p>調布市基本計画では、施策05「学校教育の充実」に、調布市教育プランでは、施策7「個に応じた支援及び指導の充実」に、それぞれ本連携テーマを具体的に推進するための施策や事業（特別支援教育の推進、教育相談の充実、いじめ・不登校等への対応など）を位置付けております。今後も、市長と教育委員会が連携を図りながら、子どもたち一人一人に応じた教育及び支援の充実を図って参ります。</p>
25	基本方針を踏まえ連携して取り組むテーマ	連携テーマ2 (学校支援)	<p>連携テーマ2【安全・安心な学校づくりの推進】 学校における教育活動は人と人との関わり連続である。 防災教育や食物や薬物等アレルギー対策の推進、通学路などの安全対策など 子ども達の安全確保に地域が組織づくりの中、三者で安全安心な学校づくりを進められればと思う。地域が学校に関わるには「人間っていいな」「人間のかかわりっていいな」の認識をもって、活動では「子どもと共に楽しみ、子ども達からも学び」常に「子ども達のためにということが出来るのか」を目指して推進したい。</p>	<p>調布市基本計画では、施策05「学校教育の充実」に安全・安心な学校づくりの推進を、調布市教育プランでは、施策4「安全・安心な学校づくり」をそれぞれ位置付け、これまでも、食物アレルギー対策、安全教育、防犯・防災教育、通学路の安全確保、シックハウス対策など、家庭や地域、関係機関と連携して安全・安心な学校づくりを推進して参りました。今後も、より一層連携・協力しながら、安全・安心な学校づくりを推進して参りたいと考えております。</p>
26	基本方針を踏まえ連携して取り組むテーマ	連携テーマ2 (防犯教育)	<p>【6P 連携テーマ2】 「基本的な方向性」 防災教育や食物アレルギー対策の推進に「防犯教育」を付加したい</p> <p>・子どもたちが巻き込まれている事件が毎日あります。また、万引きや薬物犯罪を犯してしまう、小中学生も増えています。犯罪からの身の守り方は必要です。 インターネットからの事件も多くなっています。ITの進歩は速く、危険も増していますが子どもへの対応、指導が遅れています。調布市の教育として取り組む新しい重要な課題だと思います。</p>	<p>学校では、調布警察署に協力いただき、スクールガード講習会など不審者対応訓練を実施しているほか、セーフティ教室の実施や学校危機管理マニュアルの活用を通して、子どもたちが日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるように資質や能力の養成に取り組んでいます。</p> <p>さらに、携帯電話やスマートフォン、インターネットの普及によるいじめや犯罪などに対応するため、情報モラル教育により情報社会における正しい判断や望ましい態度の育成を推進するとともに、家庭や地域における役割などの啓発に努め、連携を図るなど取組を進めて参ります。</p> <p>ご意見の「防犯教育」の視点を含め、安全・安心な学校づくりの推進について、今後もより一層連携・協力しながら推進して参ります。</p>

No	構成	項目	御意見等の概要	市の考え方
27	基本方針を踏まえ連携して取り組むテーマ	連携テーマ2 (受動喫煙防止)	<p>意見1 連携テーマ2「安全・安心な学校づくりの推進」に、未成年者喫煙防止および継続して教育機関の敷地内禁煙等の受動喫煙防止について追加して明記してください。 日本国政府が批准している「世界保健機関たばこの規制に関する枠組み条約」において、未成年者の喫煙防止について行政における義務が定められています。また、健康日本21においても、未成年者の喫煙が0になるよう目標を掲げています。 喫煙は、子ども、青少年の健康・発育を妨げるだけでなく、将来にわたって生活の質を著しく下げるものです。また、危険ドラッグを含む薬物を使用する者の90%以上が喫煙者であるなど、タバコはゲートウェイドラッグ(薬物の入口)とされています。 子どもの安全については、薬物乱用防止も非常に重要なテーマであるところ、その入口である喫煙について触れられていないことは非常に違和感があります。 さらに、連携テーマ5にも関係しますが、I O C (国際オリンピック委員会)は、健康の祭典であるオリンピックにはタバコはふさわしくないとの考えのもと、1988年、オリンピック大会での禁煙方針を採択しました。また、2010年には、WHO(世界保健機関)との間で、オリンピックを「タバコフリー」、つまり、タバコの煙のない環境で実施する合意文書に調印しています。 さらに、調布市内の火災の原因の2位(約18%)は喫煙であり、学校を火災から守る上でも喫煙対策は非常に重要です。 そのためテーマ2において、未成年者喫煙防止等は欠かせない内容であると考えます。</p> <p>意見2 上記意見1に基づく教育現場における敷地内禁煙(受動喫煙防止等)や、未成年喫煙防止の推進にあたっては、市内の専門家と相談し、進めてください。</p>	<p>教育に関する大綱は、市長が教育委員会と協議・調整のうえ、地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針として、市長が定めることとされております。 教育に関する大綱の記載事項は、各自治体の判断に委ねられているところですが、具体的な施策や取組については、調布市基本計画や調布市教育プラン等に基づき、推進して参ります。 なお、現在、市立小中学校における喫煙防止対策として、喫煙防止教育や学校敷地内全面禁煙化などの取組を、主に健康推進課と教育委員会が連携して推進しております。今後とも市長と教育委員会で連携し、必要に応じて専門家と相談しつつ、取組を進めて参ります。</p>
28	基本方針を踏まえ連携して取り組むテーマ	連携テーマ2 (シックハウス対策)	<p>P. 6 連携テーマ2 安全・安心な学校づくりの推進 学校施設での安全対策も必要である。調和小学校でのシックスクール被害を忘れないでほしい。同様に、食物アレルギー対策も数年もすれば忘れ去られることを危惧する。</p>	<p>学校施設の安全対策については、連携テーマ3「学校施設の整備の推進」に位置付けております。また調和小学校でのシックスクール被害については、調布市教育プラン主要事業18「シックハウス対策に対する取組」として教育委員会と市長部局が連携して取組を推進しており、連携テーマ2の中にも含まれております。 子どもたちの安全・安心に関わる取組を含めて、具体的な施策や取組については、調布市基本計画や調布市教育プラン等に基づき、推進して参ります。</p>
29	基本方針を踏まえ連携して取り組むテーマ	連携テーマ3 (ICT機器の活用)	<p>P. 7 連携テーマ3 学校施設の整備の推進 雨漏りなどの老朽化対策だけでなく、情報教育、コミュニケーション力向上、インクルーシブ教育などに必要なIT機器などの整備も検討すべきである。</p>	<p>市立小中学校におけるIT機器などの整備については、調布市教育プラン施策2「確かな学力の育成」主要事業6「ICT機器の活用推進」に位置付けており、教育委員会においてその取組を進めて参ります。</p>
30	基本方針を踏まえ連携して取り組むテーマ	連携テーマ4 (子どもの居場所)	<p>【8P 連携テーマ4 学校・家庭・地域の連携による教育支援】 現状と背景 4項に付け加え ◇子ども時代は、地域で異年齢集団や、若者やおとなの文化や自然の中での経験で成長発達をしていきます。 地域での子どもたちの居場所は、児童館、公民館、図書館、地域センターなどです。老朽化している市の地域施設の見直し、内容も豊かに、充実させて、地域の子どもの居場所として。また、若者、大人と交わる施設としての活用に取り組んでいただきたい。</p>	<p>調布市基本計画の施策06「青少年の健全育成」では「青少年の居場所づくり」を基本的取組に位置付けており、青少年の自主的な活動の支援や放課後の居場所づくりに向けて、引き続き取組を進めて参ります。 また、調布市教育プランにおいても、施策10「青少年の育成」において、放課後遊び場対策事業(ユーフォー)の充実や青少年交流・体験事業の推進の取組を位置付けており、遊び場や居場所づくりに取り組んで参ります。</p>

No	構成	項目	御意見等の概要	市の考え方
31	基本方針を踏まえ連携して取り組むテーマ	連携テーマ4 (学校支援)	連携テーマ4【学校・家庭・地域の連携による教育支援】 学校と地域が組織的に連携・協力体制に基づいて、教育に関する情報や目標を共有し、互いに意見交換しながら、それぞれの役割と責任を持って地域ぐるみで学校を支援し、子ども達を育む活動を推進していく施策・補完を展開していく。	学校・家庭・地域が子どもの教育に関する情報や目標を共有し、互いに意見交換しながら、それぞれの役割と責任に基づき、三者の連携によって学校教育を支援・補完する施策を展開します。
32	基本方針を踏まえ連携して取り組むテーマ	連携テーマ4 (学校支援)	P. 8 連携テーマ4 学校・家庭・地域の連携による教育支援 教師が生き生きと教育に専念できるような環境作りが必要ではないか。 教師の置かれた状況が、＜現状と背景＞に書かれていない。「家庭教育や地域での教育が困難になっている社会と指摘されている状況」だけでなく、まず、あるいは、その結果、「学校教育が困難になっている社会と」指摘すべき状況にあるのではないか。	子どもたちを取り巻く状況が変化し、学校や教員に求められる役割が増加する中で、教員が新たな教育課題に対応し、教科指導や生徒指導などの教員としての本来の職務を着実に遂行していくためには、授業研究や授業準備、個別指導のための時間など、教員が子どもと向き合える時間を確保するとともに、教員一人一人が持っている力を高め、発揮できる環境を整えていくことが急務となっています。 地域人材等を活用した学校教育支援や学校経営への支援など、今後とも取組を進め課題解決に努めて参ります。
33	基本方針を踏まえ連携して取り組むテーマ	連携テーマ5 (グローバル人材の育成)	P. 9 連携テーマ5 オリンピック・パラリンピック教育の推進 この連携テーマ5より大きなテーマ、あるいは、連携テーマ1の括りかもしれないし、あるいは、別の連携テーマとすべきかもしれないが、基本方針1の「国際化」を具体化するもの、例えば、定義を議論すべきだが「グローバル人材の育成」が必要ではないか。	オリンピック・パラリンピック教育について、東京都教育委員会は、「2020年東京大会開催を踏まえ、児童・生徒がスポーツにより心身の調和的な発達を遂げ、オリンピック・パラリンピックの歴史・意義や国際親善などその果たす役割を正しく理解し、我が国と世界の国々の歴史・文化・習慣などを学び交流することを通して国際理解を深め、進んで平和な社会の実現に貢献することができるようになることが重要である」としています。調布市でもこうした考え方を踏まえ、全市立小中学校が東京都からオリンピック・パラリンピック教育推進校の指定を受け、取組を推進するものです。取組を通じて子どもたちが国際化に対応できる力を身に付けられるよう最善を尽くして参ります。 なお、調布市基本計画では、施策05「学校教育の充実」に、調布市教育プランでは、施策2「確かな学力の育成」に、国際社会において主体的に行動できる人材の育成に向けた取組を位置付け、国際教育を推進しております。

※御意見は、原則、いただいた原文を基に掲載しています。